

# 基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業所 運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人弘仁会が開設するショートステイソレイユ（以下「事業所」という。）が行う基準該当（介護予防）短期入所生活介護（以下「基準該当短期入所生活介護等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し適正な基準該当短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 1 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療又は福祉サービスの提供主体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 事業者名称   | 医療法人 弘仁会<br>理事長 岡林 敏彦                           |
| 2 所在地     | 〒780-8040 高知県高知市神田 660-7<br>電話番号 088-832-8821   |
| 3 指定事業所名称 | ショートステイソレイユ<br>管理者 岡林 祐加                        |
| 4 事業所所在地  | 〒780-8036 高知県高知市東城山町 163-1<br>電話番号 088-856-5558 |

## （従事者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |                                |       |                       |
|--------------------------------|-------|-----------------------|
| 1 管理者                          | 1名    | （併設デイサービスセンターの管理者と兼務） |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |       |                       |
| 2 基準該当短期入所生活介護等従事者             | 生活相談員 | 1名                    |
|                                | 介護職員  | 4名以上                  |

生活相談員は、基準該当短期入所生活介護等の利用申込にかかる調整また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な相談業務の提供にあたる。

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護やその他必要な業務の提供にあたる。

3 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、健康管理、保健衛生上の指導や看護を行う。

4 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

5 運転手 1名

利用者の送迎を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

利用定員は 6名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(基準該当短期入所生活介護等の内容)

第6条 基準該当短期入所生活介護等の内容は次の通りとする。

- 1、生活指導（相談援助等）
- 2、機能訓練（日常動作訓練）
- 3、介護サービス
- 4、健康状態の確認
- 5、送迎
- 6、給食サービス
- 7、入浴サービス
- 8、その他利用者に対する便宜の提供

(個人情報の保護)

第7条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

(基準該当短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第8条
- 1 基準該当短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、下記の【利用料金表】によるものとし、基準該当短期入所生活介護等が法定代理受領サービスである時は、原則としてその額の1割とする。
  - 2 その他、介護保険給付対象外のサービス利用料については、下記の【その他の費用】に定める額を徴収するものとする。
  - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
  - 4 基準該当短期入所生活介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

【利用料金表】第4段階：市民税課税世帯の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	4,860円	6,030円	6,480円	7,190円	7,910円	8,620円	9,310円
2.1のうち介護保険から 給付される金額	4,374円	5,427円	5,832円	6,471円	7,119円	7,758円	8,379円
3.サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	486円	603円	648円	719円	791円	862円	931円
4. 滞在費	1,150円						
5. 食費	1,500円						
6. 自己負担合計額 (3+4+5)	3,136円	3,253円	3,298円	3,369円	3,441円	3,512円	3,581円

送迎加算	184円	片道の金額
------	------	-------

\*利用者負担第1段階：生活保護受給者・市町村民税非徴税の老齢福祉年金受給者

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	4,860円	6,030円	6,480円	7,190円	7,910円	8,620円	9,310円
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,374円	5,427円	5,832円	6,471円	7,119円	7,758円	8,379円
3.サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	486円	603円	648円	719円	791円	862円	931円
4. 滞在費	320円						
5. 食費	300円						
6. 自己負担合計額 (3+4+5)	1,106円	1,223円	1,268円	1,339円	1,411円	1,482円	1,551円

\*利用者負担第2段階：世帯非課税であって、(課税年金+合計所得)が年間80万円以下の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	4,860円	6,030円	6,480円	7,190円	7,910円	8,620円	9,310円
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,374円	5,427円	5,832円	6,471円	7,119円	7,758円	8,379円
3.サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	486円	603円	648円	719円	791円	862円	931円
4. 滞在費	420円						
5. 食費	390円						
6. 自己負担合計額 (3+4+5)	1,206円	1,323円	1,368円	1,439円	1,511円	1,582円	1,651円

\*利用者負担第3段階：世帯非課税であって、(課税年金+合計所得)が年間80万円以上の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	4,860円	6,030円	6,480円	7,190円	7,910円	8,620円	9,310円
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,374円	5,427円	5,832円	6,471円	7,119円	7,758円	8,379円
3.サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	486円	603円	648円	719円	791円	862円	931円
4.滞在費	820円						
5.食費	650円						
6.自己負担合計額 (3+4+5)	1,956円	2,073円	2,118円	2,189円	2,261円	2,332円	2,401円

### 【その他の費用】

・介護保険給付対象外のサービス利用料

食事代	1,500円*(1日)	朝:400円 昼:500円 夕:600円
行事等費用	必要に応じて	全員に必要な費用ではなく、参加者のみ請求
日常生活費	400円	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、タオル、リネン類の利用料
おやつ代	50円	希望された方

\* 食事代には別途消費税が課税されます。

\* 基準該当短期入所サービスの食費・滞在費・(利用料表による費用)については施設とご利用者様の契約に基づく費用をご利用者様が全額負担します。負担額はご利用者様ご本人が属する世帯所得によって差があり、世帯の年間収入が一定額以下の方には3段階の軽減措置があります。対象となるのは、主に市町村民税が非課税の世帯の方が対象となります。

\* 市町村への申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方が軽減対象となりますので、お住まいの各市町村へお尋ねください。なお、軽減措置が認定された際のご利用料金につきましては料金表を参照してください。

・ その他基準該当短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに掛かる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

・ サービス利用予定日の前日午後5時(営業時間内)までにご連絡をいただいた場合 … 負担なし  
午後5時より後にご連絡をいただいた場合 … 食費全額負担あり

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、高知市とする。

(契約書の作成)

第10条 基準該当短期入所生活介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 1 基準該当短期入所生活介護等従事者は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画及び対策マニュアルを作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
- |       |       |
|-------|-------|
| 防火責任者 | 植田 宏平 |
| 避難訓練  | 年2回予定 |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第13条 1 基準該当短期入所生活介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 基準該当短期入所生活介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第14条 利用者は基準該当短期入所生活介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
  - (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては職員の指示や定められた取扱要領に従い当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意する。
  - (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
  - (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(相談・苦情対応)

- 第15条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、基準該当短期入所生活介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第16条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(身体拘束の制限)

第17条 従業者は基準該当短期入所生活介護等の提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第18条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月22日から施行する。

平成26年4月1日より消費税値上げによる介護報酬改定に伴い利用料金を再設定する。